

知的財産(権)とは…

発明や創作による知的創造物が「知的財産」。それを保護する権利が「知的財産権」。この権利は「産業財産権」と文学や芸術などを保護する「著作権」からなり、産業財産権には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つの権利がある。これらは特許庁に出願し登録されることによって、初めて独占的に使用できる権利となる。

あなたのアイデアを
盗用・模倣から守ることができます！

知財総合支援窓口

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル 北海道発明協会内

☎011-747-8256

[Eメール] chizai@jii-h.jp [利用時間] 9:00~12:00、13:00~17:00

[休日] 土・日曜、祝日、12月29日~1月4日

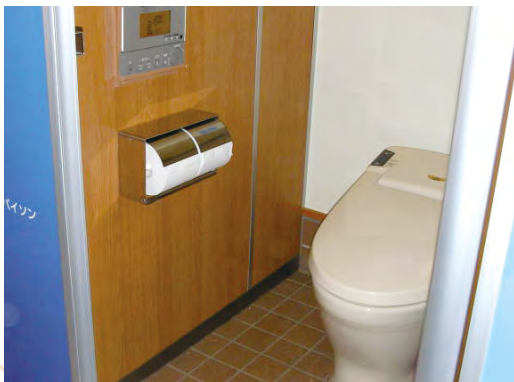


ロールガード試作品(着色)

パーツ配置を工夫し、保護カバーが直接ロールペーパーの移動をくい止め、簡単に取り出せない構造となっている。この点が従来製品にはない技術として認められた。もちろん管理者側からの取り出しは簡単にできるように設計されている。



ロールガード完成品のチラン



完成品が取り付けられたトイレ

取材協力
北海道スコット株式会社
札幌市東区伏古5条5丁目4-30
☎011-786-2300

知財で知る 北海道のチカラ

-vol.4-

北海道スコット株式会社 開発製品の権利化 知的財産の活用で事業拡大を実現

産業 業用トイレタリー製品を販売する北海道スコット株式会社。同

社の強みは、営業活動による情報と培ってきた人的ネットワークを駆使し、製品の販売を拡大していくことであつたが、2010年以降は、更なる営業活動の武器を持つため、自社製品開発の必要性を認識し取り組み始めた。

開発したのは、鍵付きトイレレットペーパーホルダー「ロールガード」。同社の主力製品である業用トイレタリー製品の販売先、デパートや大型商業施設などでは、トイレレットペーパーロールの持ち去りや、便器への投げ込みが多発。施設運営者の頭

を悩ませていた。そこで、ロールが簡単に取り外せない仕組みを持つホルダーを考案。試作品の権利化として、実用新案を検討し、知財総合支援窓口を利用した。しかし、新商品の製造をOEM委託する同社の場合、企業評価と権利の保護という観点から特許が適当であると助言を受け、特許の出願をすることとなった。

窓口を利用した当初、試作品の技術内容は、特許出願に必須条件である「新規性」「進歩性」の観点で未成熟であつた。そこで、北海道立工業試験場(現・地方独立行政法人北海道立総合研究機構・工業試験場)に相談し、技術内容をより実用的

かつ高度になるようアドバイスを受けた。その後、大手メーカー製の製品にない特徴を持つ製品が完成したのである。

本体に耐久性があることや、他社にない特徴が多く、販売先に認められ、「ロールガード」の現在販売台数は1000台を超えた。量産に向けた計画も行っているという。

窓口を利用したことがきっかけで、高付加価値のある製品が完成し特許でその権利化が実現。その効果は、主業務である製品の販売実績・販路拡大にも繋がっており、知的財産の経営への効果を実感できる実例の1つとなった。